

消費者被害注意報 No. 80

「クーリング・オフ」って、どんな制度？

「クーリング・オフ」は契約した後、冷静に考える時間を消費者に与え、一定期間内であれば無条件で契約を解除することができる制度です。

しかし、クーリング・オフはどんな場合でもできるわけではありません。クーリング・オフができる契約は法律で決められており、期間も各取引によって異なります。

●クーリング・オフができる主な契約・期間●

取引形態	適用対象	期間※
訪問販売	店舗以外の場所での契約（キャッチセールス等を含む）	8日間
電話勧誘販売	事業者から電話で勧誘を受けた商品やサービスの契約	
特定継続的役務提供	エステ、一部の美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス（店舗での契約を含む）	
訪問購入	店舗以外の場所で、物品を事業者が消費者から買い取る契約（家具、本、CDなど一部除外品あり）	20日間
連鎖販売取引	マルチ商法（店舗での契約を含む）	
業務提供誘引販売取引	内職商法、モニター商法（店舗での契約を含む）	

※申込書や契約書などの法廷書面を受け取った日を1日目として計算します。



●クーリング・オフができないとき●

- ・自分で店舗へ出向いて買い物をした場合や、通信販売で購入した場合
- ・自動車を購入・リース契約をした場合（二輪のものを除く）
- ・健康食品や化粧品等の消耗品を使用してしまった場合（未使用分は可） など

アドバイス

- クーリング・オフはハガキで通知します。証拠を残すため、ハガキは両面をコピーし、発信記録が残るように「特定記録郵便」か「簡易書留」で郵送しましょう。
- クレジット契約をした場合は、販売会社とクレジット会社の両方に通知しましょう。
- クーリング・オフ対象外であっても、契約の過程で問題がある場合などは契約を解除できる可能性があります。
- クーリング・オフができるかどうか不明な場合は、消費生活センターにご相談ください。

商品・サービスの契約トラブルは千葉市消費生活センターへ！

相談専用電話

☎043-207-3000

※月曜日～土曜日9:00～16:30※祝日・年末年始は除く